

(1) 行政委員会の制度及び趣旨

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員です。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会若しくは公平委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」の5つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされており、いずれの機関も必置とされています。

(2) 行政委員報酬について

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」(日額制)とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」(月額制)と定められています。

【地方自治法】

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

《参考1》

【地方自治法第203条の解釈について】

非常勤職員に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粹に勤務する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。

しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額或いは年額をもって支給することがより適当であるものも少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。

〔学陽書房 逐条地方自治法 松本英昭 著〕 抜粋

《参考2》

【滋賀県労働委員会等委員会月額報酬支出差止請求住民訴訟事件について】

○最高裁 平成23年12月15日判決

① 結果：滋賀県勝訴

② 判決要旨

月額報酬を採ることが特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超え、これを濫用するものとは言えない。

③ ただし書の解釈

原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることにより、それ以外の方法及び金額を含む内容に関しては、当該非常勤職員の職務の性質や内容、職責や勤務の態様について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的・技術的な見地から裁量権に委ねたものと解するのが相当である。

(3) 本市の状況

本市の各行政委員会の委員報酬については「山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例」において下記のとおり定めています。

支給区分		報酬額	
選挙管理委員会	委員長	月額	40,000円
	委員	月額	35,500円
監査委員	議会の議員のうちから選任された者	月額	39,000円
	識見を有する者の中から選任された者	月額	180,000円
公平委員会	委員長	月額	37,000円
	委員	月額	34,000円
農業委員会	委員長	月額	44,000円
	職務代理者	月額	35,500円
	委員	月額	33,000円
教育委員会	会長	月額	74,000円
	委員	月額	64,000円

■行政委員会の活動実績

行政委員会【H25委員数】	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
公平委員会【3人】	12回	11回						
選挙管理委員会【4人】	21回	17回	19回	22回	15回	16回	14回	25回
衆議院	◎			◎				◎
参議院			◎			◎		
参議院(補選)	○							
県知事	◎				◎			
県議会		◎	○			◎	○	
市長	○			◎	○			◎
市議会				◎				◎
海区漁業調整委員会	◎				◎			
海区漁業調整委員会(補選)		◎						
農業委員		◎			◎			◎
住民投票	○							◎
監査委員【2人】	12回	12回						
決算審査	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～11月	6月～11月
財政・経営健全化審査	7月～8月	7月～8月	7月～8月	—	—	—	—	—
定期監査	9月～3月	8月～3月	8月～3月	8月～3月	9月～3月	9月～3月	11月～3月	11月～3月
議会の請求に基づく監査	1件	—	—	—	—	—	—	—
住民監査請求に基づく監査	—	—	—	1件	—	—	—	—
農業委員会【25人】	12回	13回						
農地相談	200件	200件						
農地申請受理	96件	71件	79件	80件	85件	127件	157件	122件
教育委員会【5人】	12回	12回						
臨時	4回	6回	2回	4回	3回	3回	2回	1回

※ 選挙管理委員会 「◎」は選挙実施年度、「○」は選挙実施の前年度(準備)